

廣田神社御鎮座壹千百年記念

廣田・西宮歴史の研究 史料篇

吉井良隆編

序 文

廣田神社には、本年御鎮座壹千八百年のめでたき記念の秋を迎える。

神功皇后御創立以来、御神威普くゆきわたり、二十二社の一社に列せられてより以來、とりわけ神祇伯家の特別な御崇敬の念と手厚い保護により、益々その名を高めるに至った。

古来、廣田社は本社をはじめ南宮、えびす社の三社からなり、三社一体のお社であつた。平安後期、鎌倉、室町時代にかけて、この三社へ参詣することを「西宮参詣」又は「西宮參詣日」と称していたことは、古文書によつて実証されている。従つて廣田本社を代表して「西宮」と称したことは明らかであり、それが後に地名となつて発展していくと考えてよい。背後にあつて伯家の力が大きい。

かくしてこの二社についての資料は、近世に至るまで広く文献に散見するところで
あるが、この機にのぞんで、これまでに披見した資料群をまとめて『廣田社篇』と
『西宮社篇』の一編に大別、整理して『史料篇』を作成して、後学の便に供すること
とした。しかし、まだまだ遺漏のものも少くないと思われる所以、今後の補正を期し
たい。

本書の刊行について編集が短期日であったが、ご協力をいただいた廣田神社當局と、
印刷刊行のお世話になった内外印刷株式会社に厚く謝意を表する。

以上

平成十三年十月吉日

西宮神社宮司 吉井良隆

凡例

一、本史料篇は、廣田・西宮両宮に関する記事を、古代から近世末期に至る各種文献の中から抜粋し、
編年順に配列したものである。

一、搜索の便を考え、「廣田社篇」「西宮社篇」の兩篇に大別し、それぞれの關連事項をまとめることに
した。但し、時代により「西宮」と稱しながら内容が明らかに廣田社にかかるもの、或は兩宮に
かかるものがある場合には、すべて「廣田社篇」に收めることにした。

一、二十二社成立以降廣田社への奉幣記事が頻出するが、これは一々記載することをやめ、註において
年月日を擧げる程度にし、特に必要な事項については（）内に註記する。

一、本史料は、必要に應じ註欄で解説を施し理解しやすく配慮した。

一、本史料は、原文のまま収録し、最後の「」内にその出典を示した。

一、史料中の年號の傍に西暦年號を付し参考に供する。

一、上欄に、本史料の内容を短的にあらわす標題を掲げ、検索の便を計った。

目 次

凡 序

例 文

廣田社篇

西宮社篇

附

えびす様の書誌

西宮神社金石表

四三

四七

一

二

件名索引

題字 吉井良隆

鎮
座

仲哀天皇紀

廣田社（南宮社を含む）

如意珠

二年秋七月辛亥朔乙卯。皇后泊_ニ豐浦津_一。是日。皇后得_ニ如意珠於海中。

仲哀天皇

元年歲次壬申中略七月。皇后泊_ニ坐豐浦津_一。而後得_ニ如意珠於海中。

〔日本書紀 仲哀天皇紀〕

(註) 神功皇后紀の廣田社御鎮座傳承と共にもたらされた如意珠は、古くから攝社南宮社の御神體として奉齋されてきた。如意珠に劍の如き瑕あるをもつて、別名廣田社の「劍珠」として有名。

〔先代舊事本紀卷第七 天皇本紀〕

攝政元年辛巳。中略 時皇后聞_ニ忍熊王起_レ師以待之。命_ニ武内宿禰_一懷_ニ皇子_一。橫出_ニ南海_一泊_ニ于紀伊水門_一。皇后之船直指_ニ難波_一。于_レ時皇后之船廻_ニ於海中_一以不_レ能_レ進_一。更還_ニ務古水門_ニ而ト之。於是天照大神誨之曰。我之荒魂不可_レ近_ニ皇后_一。當_ニ居_ニ御心廣田國_一。即以_ニ山

背根子之女葉山媛^レ令^レ祭。亦稚日女尊誨之曰。吾欲^レ居^二活田長峠國^一。因以^二海上五十狹茅^一令^レ祭。亦事代主尊誨之曰。祠^二吾子御心長田國^一。則以^二葉山媛之弟長媛^レ令^レ祭。亦表筒男。中筒男。底筒男。三神誨之曰。吾和魂宜^レ居^二大津渟中倉之長峠^一。便因着^レ往來船。於是隨^レ神教^レ以鎮坐焉。

(註) 廣田社をはじめ生田、長田、住吉二社の鎮座傳承。

〔日本書紀 神功皇后紀〕

風土記。人皇十四代仲哀天皇。將^レ攻^二三韓^一。到^二筑紫^一崩。今氣比大明神者此帝也。其后神功者。開化天皇五世孫息長宿禰女也。於是發^レ軍伐^二三韓^一。時當^二產月^一。取^レ石挿^二其腰裳^一。欲^レ不^レ產也。遂入^二新羅^一。高麗^一。百濟^一。皆悉臣服。歸^二到筑紫^一。產^二皇子^一。是譽田天皇也。皇后到^二攝津國海濱北岸廣田郷^一。今號^二廣田明神^一是也。故號^二其海邊^一曰^二御前濱^一。曰^二御前澳^一。又埋^二其兵器^一處曰^二武庫^一。兵庫。其譽田天皇者今八幡大神也。

(註) 〔攝津國風土記逸文〕と稱するが疑はしい矣あり、参考としていまかりにここに載す。

〔本朝神社考〕所收攝津國風土記逸文

部類神

部類神

當國廣田大神（以下略）

(註) 部類神といふは、住吉大神と最も親しい御關係にある神の謂。

〔住吉大社神代記〕

或記曰。住吉大神與^二廣田大神^一成^二交親^一。故有^二御風俗和歌^一灼然焉。墨江伊賀太浮渡末世住吉夫古。是即廣^一〔田^二〕社御祭時神宴歌也。

〔住吉大社神代記〕

封 戶

神宴歌

神事諸家封戶 大同元年牒

廣田神 冊一戸 長田神 冊一戸

生田神 冊四戸並津國

(八五〇) 嘉祥三年十月辛亥。〔前略〕授^二攝津國廣田神從五位下^一。

〔新抄格勅符 第十卷抄〕

〔文德天皇實錄〕

(八五九) 貞觀元年正月廿七日甲申。京畿七道諸神進^レ階及新叙。惣二百六十七社。(前略)攝津國從三位勳八等廣田神正三位。正五位上勳八等生田神。從五位上勳八等長田神。(中略)並從

昇 叙

叙 位

西宮社

(前略) 如此之期、乃詔、汝者自右廻逢、我者自左廻逢、約竟以廻時、伊耶那美命先言_二阿那迩夜志、愛上袁登古袁、_{此十字以}音_下後、伊耶那岐命言_二阿那迩夜志、愛上袁登賣袁、各言竟之後、告_二其妹_一曰、女人先言不良、雖然、久美度迩、_{此四字以}音_下興而生子、水蛭子、此子者入葦船而流去、次、生淡嶋、是亦不_レ入_三子之例、云々、

〔古事記上、神代〕

(第二) 曰、(前略) 陽神問_二陰神_一曰、汝身有何成_一耶、對曰、吾身具成而有_レ稱_二陰元_一者一處_上、陽神曰、吾身亦具成而有_レ稱_二陽元_一者一處_上、思_レ欲以_二吾身陽元_一合_レ汝身之陰元_上、云爾、卽將巡天柱、約束曰、妹自左巡、吾當右巡、既而分巡相遇、陰神乃先唱曰、妍哉、可愛少男歟、陽神後和之曰、妍哉、可愛少女歟、遂爲夫婦先生蛭兒、便載葦船而流之、次生淡洲、此亦不_レ以充兒數、(以下略)

八月 朔日旬御神事くさい地下中 新生会御神事以吉日 十一日旬御神事くさい地下中 十九
日御放生会 廿一日旬御神事くさい地下中 廿二日大輪田御神事勤之 廿三日名次御神事

西崎町

居籠

九月 朔日旬御神事くさい地下中勤之 九日御節句 十一日旬御神事くさい地下中 十四日晚
平松御神事 廿日あかさまつり 廿一日旬御神事くさい地下中

十月

朔日旬御神事くさい地下中 初卯あへひの御神事 十一日旬御神事同 十三日内王子
御火燒 十四日火の大神火燒 十五日庭火御神事地下中 十六日御戎東殿御火燒
十七日御戎御火燒 後卯新会祭 廿一日旬御神事くさい地下中 八十氏御頭廿四日間
日々御神事有之

十一月

十二月 朔日御神事くさい地下中 十一日旬御神事同 十五日佛名会 廿一日旬御神事同

年により神御正月有之

(元龜二年十一月吉日)

〔西宮殿年中御神事〕

夷三郎

夷三郎殿鳥帽子俗形。堅已上兩東向立之。山末北アリ。

織田信長禁制

禁制

攝州西宮

〔日吉社神道秘密記〕

(信長朱印)

〔西宮神社文書〕

一、軍勢甲乙人等、亂妨狼藉事
一、新儀課役事

一、理不盡入譴責使事

右如先規令停止訖、若有違背之族者、速可被處嚴科者也、仍下知如件、

(天正八年三月) 日

ゑびすかき

(天正十八年正月)

(前略)この程參り候ゑびすかき皆々一だんと上手にて、ほんの能のごとくにしまいらせ
て一だんくおもしろきことなり云々、

〔御湯殿上日記〕

ゑびすかき

三〇九

えびす様の書誌

吉井良隆編

- 〔福 神〕
○七福神傳記 増穂殘口
○七福神考 山本時亮
○磐櫻樟船 吉井良秀

- 福神信仰の諸相 本山桂川（「信仰民俗誌」所収）
○七福神の話 芳賀矢一（「帝國文學」一二の二）
○福神研究 喜田貞吉編 昭十
○續福神研究 喜田貞吉編

- 〔えびす神〕
○えびす考 柴田花守（「追憶松山遺事」）
○ゑびす神異考 中山太郎（「日本民俗學 歷史篇」）

- 夷神考 喜田貞吉（「歴史地理」二九の一）
○ゑびす考 長沼賢海（「史學雜誌」廿六、廿七篇）
○ゑびす神研究 長沼賢海（「日本宗教史の研究」所収）

○エビス神信仰史 隆（『神道史研究』五一一）昭三三

○エビス神信仰の研究 井貞俊（國學院大學日本文化研究所紀要 第二十四輯、昭三四・九）

○エビス様の神系譜 吉井良隆（『西宮』十五號）

〔傀儡師又は人形操り〕

○「塵添塙囊鈔」卷二

○「一話一言」卷二

○傀儡と朝鮮語 安藤正次（『歴史地理』三三の三）

○傀儡名義考 嘉田貞吉（『民族と歴史』八の四）

○傀儡女の由來 中山太郎（『賣笑三千年史』）

○傀儡師の研究 一特に其の道祖神信仰につきて—吉井太郎（『皇典講究雑誌』四八一五二）

○西宮の傀儡師 吉井良秀（『歴史と地理』一一一・二）

○西宮夷神と傀儡師 吉井太郎（『民俗藝術』二一四）

○淡路と西宮の人形 吉井太郎（『伏柴雜記』所收）

○西宮の操人形 吉井良尚（『播磨史蹟研究』所收）

○遊女の歴史 瀧川政次郎（『日本歴史新書』）昭四〇

〔雑〕

○えびす講 宮本常一（『兵庫民俗』一一二號所收）

○廣田・西宮・南宮三社の和田岬神幸に就いて 吉井良尚（『神道史研究』六一三）昭三三

○「古美術鑑賞」第十四號 西宮神社特輯號 昭四五

○十日戎考 吉井良隆（『神道學』四十二號）昭三九

○漁村におけるエビス神の神体 櫻田勝徳（『國學院雑誌』四七の一〇）

○漁業守護の恵比須神

ゑびす宮は多く海濱に祭られ、漁夫が専ら之を崇敬する。漁夫が數日網を擧げても魚を獲ぬ時は必ず此神に祈る。そして漁があれば衣服を裁縫して、ゑびすの神像に着せる。（『雍州府志』卷二）

〔参考資料〕

○「勇魚取繪詞」、「長門風土記」卷一四、「阿波名所圖會」卷一、「薩摩郡上甑村役場報告」、「民族」一の四、「蝦夷記」、「備前志」卷六、「平戸しるべ」中篇、石川縣鳳至郡宇出津町役場回答。

○海上守護の恵比須神

「和歌藻藪草」（卷一四）に西ノ宮と題して

柴を舟、真帆にかけるや、ゆふしてか、西の宮人

風祭りして

の歌が載せてある。此風祭が古く恵比須神の海上保護の神として、厚く信仰されていた事を證している。京都建仁寺門前に恵比須社がある。社傳に同寺の開山榮西國師が唐國から歸朝の折に海上で暴風雨の難に遇い、偶々夷子の像が波濤に隨つて漂着したので、榮西之を船

中に收めて祭ると風波が靜まつた。そこで此處に祀つたのである。今に到るも西海に赴く人々は、此社に詣でて風波の無難を祈る。（『雍州府志』卷二）

〔参考資料〕案内者

○市場守護の恵比須神

大和龍田町新宮の域内に恵比須社がある。同地は古へ盛んなる市場であつて、龍田市として名所となつてゐる

（『大和志料』上）。因みに龍田町の西宮は、寛元元年三月二十二日に西宮、南宮、廣田殿を移し奉つたものである。「法隆寺別當記」

〔参考資料〕

「尾張志」、「琉球國舊記」卷一、「寺要日記」

えびす様の書誌

○えびすと鯨

柳田國男氏は「郷土研究」（一卷四號）巫女考の記事中にも、「脇田乃刈穀」を引用して次の如く論じている。

「出羽の飛島見物に徑きし内地の船が、島の附近で、五頭の鯨の、並んで浮いて居るのを見て『ゑびす様、どうぞ其處を退つて、通して下され』と云つたと記してある云々。

ゑびすと云ふ神も、以前は漁村のみの神であつたらし
いが、或はそれが鯨ではなかつたかと思ふ仔細がある
云々」

大和三輪町の恵比須神社では、毎年正月六日初市を開くが、社の内外で小鮎を籠の葉を付けたる竹に串刺ししたものをお賣り。參詣者は之を求めて同社に納め、又初市

土産と稱して竹獨樂及び鹽鯨を買つて歸宅する。

(参考資料)

「日本水代藏」卷二、「走湯山縁起」第五、「鯨史稿」、「茨城縣方言集」、「蝦夷風土記」、「北海道漁業志要」、「俚謠集」(山口縣大津郡鯨歌の中歌一節)、「宮城縣牡鹿郡荻濱村役場報告」、「石川縣鳳至郡宇出津町役場報告」、「新潟縣佐渡郡兩津町役場報告」、「日本捕鯨彙考」、「郷土研究」四卷八號。

○えびす鮫

志摩の磯部明神は今も漁師の信仰が厚いが、鮫を神使として深く信ずる者、海に溺れようとするととき鮫來り負ひて助けると傳う。參詣者は神木の樟の皮を申受けて所持し、鮫が船を襲うとき之を投げれば忽ち去ると。神使の鮫は長さ四五間、頭細長く體に斑紋あり「えびす」と名する種に限る。若し前年中に人を害した鮫がいると、これを陸へ追いあげ數時間苦めて罰す。この鮫海上に現わるとき漁師祭り祝う。之を「えびす付き」と名付ている。毎年一定の海路を游來るに、無數の鮫が隨行するので之を捕え利を得ること莫大である。古老的の漁人の談に海濱に、えびす社の多いのは、實はこのえびす鮫を祀つたものであるといふ。

(参考資料)
「鹿兒島縣甑島報告」、「安藝三津漁村採訪記」
○えびすと水死人
壹岐の漁師は、水死人の屍體を「えびす」と稱し、これ伊豆大嶋の鰐釣船に出會い、鰐が買いたいといつたら賣つてくれたが、漁師は一二匹の鰐を残して置く。何のためかと尋ねると、これは「えびす魚」とて家に持歸り、神前に供えると答えた。「異本伊豆七嶋日記」
出雲秋鹿郡魚瀬村の海中の小島に三嶋明神がある。えびす神を祭る。漁師はこの神を崇敬し、漁獲の初穂を「えびす魚」と稱し獻納す。(「雲陽誌」卷上)

○えびす魚

である。(南方熊楠本邦に於ける動物崇拜「人類學雜誌」二九一號)一種の忌言葉として、直接その名を呼ぶのを避け鮫つきの鰐群を、熊野の海では「えびす」というが(「旅と傳説」四の六)、ここではなお海上の妖怪も「えびす」といつてゐるらしいから、兩者は後の分化と考えてもよいようである。この「えびす」には福分を考えたか否かは明確でない。或は鮫を「えびす」と呼んだものか。

を發見した時は拾いあげて埋葬する。そうすれば福運を惠まれると信じてゐる。更に葬る折に自分の肌に付けた着物を着せるとよいと云われてゐる。「同島民俗誌」武生水町東觸にある道福惠美須というのはその一つである。これは明治三十八年二月一日石田村筒城の小壺の濱に上つた水死人を葬り祀つたものであるといふ。

○異相えびす
攝津西宮社の蛭子尊は、毎年正月九日に廣田神社に臨幸するが、容相の異を惡み給いて人間の見る事を許さぬ。庶民は悉く謹慎する、これを忌籠祭という。元旦民家戸を開いて社參す。世俗十日えびすと稱す。(「兵庫名所記」卷上)

昔、同地の紺屋の主人、偶々九日夜に外出して神幸に遇つた。人間なれば神罰もあるが、畜生ならば其懼のあるまいと、犬の眞似して這つて歸宅した。其家を畜生紺屋といふ。〔攝陽群談〕

○童形えびす

石清水八幡宮の夷、但し西宮不動。押紙に「童形、腰太刀、持物笏、仲快說」とある(「宮寺緣事抄」第一)。不動は西宮の本地佛の意である。

えびす様の書誌

鳴津家藏板本の「倭文麻環」(卷五)に、童形えびすの記事がある。

(註) 若えびすと江戸期に配つた御影も又此一種である。えびす神が蛭子尊なりとすれば、三年にして足立たぬ童形、又は若えびすなりが本體でなければならぬ。それが現時見るえびす神の影像は、鬚髪を生した老翁に作るのは、大黒天との釣合によるものであろうが、全くの繪虚事といわねばならぬ。えびす神が鬚を生すようになったのは室町期からと考へる。

○天神えびす

伊豫新居濱町の新居神社は、元えびす社と稱したが、近年他社を併合して此社名に改めた。「豫陽郡鄉考鈔」に「丹生ノ津より舟に乗て、新居ノ郡神興嶋の神、新居浦ノ伊豫夷子社に幣を奉り、讃岐の琴彈の濱に着く」とある。菅公未だ讃岐守に在せし時の巡遊記に見ゆ。俚人天神えびすともいつた。「新居郡誌」

○えびす講

正月と十月の二十日をえびす講と稱し、今に全國的に祭つてゐるが、殊に商家では十月(京阪では正月十日)

を盛大に執り行う。そして民俗學的に留意すべきは、(1)十月に何故にえびす神と金毘羅神とだけ祭るか

(2)えび

す神に何故に鮒を供えるかの二點である。(えびす講に斯く魚類を神に供えて祭るのは、此神が漁業の守護神であつたことを示唆するものであるといふ。(中山太郎氏説)

上總地方に於ては、一月と十一月の兩度に惠比壽講を營むが、特に一月二十日のを商業惠比須講といい、十一月二十日のを百姓惠比壽講と稱して區別している。「信仰民俗誌」

えびす講は大抵正月と十月との二十日に行われるが、これには商人の信仰が基礎になつてゐる。なお和歌山縣那賀郡安樂川村では、エベッサンとは喜怒不定で、他人から加減のとりにくい人のことだといふ。えびすに供えた物のおさがりは、家の主人か、跡取り息子しか食べてはならぬものだといふのは、家の福を掌る神への信仰の殘存と考えられる。

(参考資料)

「自然と人生」(日本人増刊號)、「土俗談語」、「越前國名蹟考」卷五、「秋田縣農民日録」。

○えびす神像(初見)

神像魚を持ちたる、普通のえびすの如し。「宮寺縁事抄」(第十二の附箋)

(註) この附箋は石清水八幡宮別當寛快の加えたものであるから、年代はまず鎌倉時代の末か室町時代の初めと推測する。

○えびす神像

山中共古翁の「共古隨筆」によれば、芝明神でも古く夷神と記してあつた。又鎌倉の夷堂の舊跡本覺寺から出した蛭子神の御影には二種類あって、一つは蛭子岩上に坐して釣竿を持ち、鯛をかかえているもの、二は蛭子岩上に坐して合掌せるもので、上に題目及び高祖大士御開眼開運惠美壽尊神と記してあつた。何れも維新前のものである。

(参考資料)

「信仰民俗誌」

○惠比須踊り
鹿児島市の惠比須踊の起原は、初め惠比須町に此神を祀り魚市を開きしに、次第に繁昌して武具類まで販賣する

ようになり、今も二月二日の初市に大偶紙、冴木刀類を賣るが、此日の祭禮に惠比須踊を催す。踊は庭入歌及び狂言等で殷賑を極める。(嶋津家藏板本、「倭文麻環」卷五)

因みに同書には、恵比須踊に用いる庭入歌、狂言等數章を載せ、更に神事用の供物、行粧、踊り等十數葉の插繪をはさみ、えびす神研究上必要な資料が多く存している。

○恵比須送り
肥後球磨郡藍田村大字大畠の恵比須神は、毎年舊曆の大晦日に社を出て、氏子の民家に遷座される。それ故に舊正月三日夜に村中の老若が集り、神像を箱に入れ、道々次の歌を唄いて社内に入る。

花を求めて小車にのせて 春の山路もエー ヨサ
エーサラサラと引かばなびきやれ ノホンホ、ン思
ひに亂る 戀ひしは誰をやつれ添ふるよの エー
ヨサ (俚謡集)

○えびす石
鹿児島縣甑島の漁村には毎年まぐろ網の漁はじめに當り、若者をえらんで眼隠しし、海中の石を拾いあげさせて、エビスと祭る例がある。この石を「えびす石」と呼ぶが、

○えびす

伊勢市八日市場魚ノ店のえびす社は、天正年中に幸福大和守へ預けたものであるが、其後に正月のえびす札を賣るのも造營も、元の八日市町内へ返した。これは陰陽中間のえびすで、毎年正月中旬に陰陽中へとるのである。頭註に「伊勢宇治山田の幸福大和守支配のえびす神を、陰陽中間の神なり」とある。「松の落葉頭書」

○五日えびす

奈良市にはえびす社が北市、南市、川上村外一ヶ所の合計四ヶ所あるが、毎年正月五日に祭るので俗に五日えびすという。此四社では何故か鯰を賣り、信徒はそれを求めて神前に供える。(『郷土風景』昭和七年四月號)

○十日えびす

京阪で十日えびすとて此日を祭日としたのは、和泉大鳥郡石津神社に蛭子を祀ったのが、孝昭朝七年八月十日であるからと傳えていいる。(『泉州志』卷二)

○崇るえびす神

後白河法皇御撰の「梁塵秘抄」に次の如き一首がある。

神のみさきの現するは、さう九よやまをさ行事の高の王子牛のみこ、王城ひたかいためるびづらゆひの一童やいちゐのさり、八幡に松童・聖眞、こゝにはあらゑびす(佐々木信綱校本)「荒ゑびす」という語があるが、夷子は荒神で昔時は狐同様人に憑いたそうである。だから西宮の本體は、恐ろしい顔をしていたそうだ。(『木太刀』一一の一)

(参考資料)

〔菟藝泥赴〕卷三、「新著聞集」、「薩隅日地理纂考」卷一二)

○えびす舞の神事

祝人(ホガヒビト)系統に屬する夷子舞や夷子下ろしでなく、豊漁を祝福するための神事に伴う舞である。

越中新湊町の恵比須舞は、毎年西宮神社の春季例祭に行われる。此舞は神の御前に立ちたる蠶士の海幸に違う神はあらじと、古くより傳來した年中式法の行事である。

即ち式は、同社御幣を神代船に乗せ奉り、これに祭官伶人等も乗る。舞人及びこれに關する樂人を乗せた船は先頭に立ち、次に神饌船、次に信徒船、奈古浦宇部屋ノ下の沖合にて囃子と共に舞を奏す。終りて神饌を供え齋主魚取の祭文を奏す。そして撒饌は漁場區毎に投入し、一周回して本社に歸還する。漁師達は、魚取祭の幣帛を(布紙を細く藏ちたるもの)頂いて它に戻り、其漁場毎に至り、船長幣を押戴き魚取の大神、眞魚を豐にあらしめ給えと奉唱して幣帛を撒き、然後に各々其業に就くのである。(『射水郡誌』卷下)

○えびす舞
金草鞋(十四編)四國遍路六十七番、小松寺の條に恵比壽の舞男の言いたてが、次の如く載せてある。

「見さいな 見さいな 鯛を釣つた

たものである。

(参考資料)

「民俗學」三の一、四の三。

○えびす下し
「郷土研究」卷一所收、柳田「巫女考」の四。

○えびす火祭

越中下新川郡経田村大字濱経田は漁村だが、大漁があると恵比須祭を行い、其夜は高さ數丈周り一丈餘の大松明を海岸に樹て、點火し、海上には數隻の漁船を裝飾し、該船より點火した幾多の蠟燭を流して神慮を慰める。

(『下新川郡史稿』卷下)

○えびすと山村

古く攝津西宮神社より出たので夷舞とも號した。西宮の向ひ海を隔て淡路島にも此流義があつた。昔は恵比須の鯛を釣る所を、仕形にして春の初めに出たものである。

そして能のまね踊のまねなどを遣つた。「人倫訓蒙圖纂」

(註) 按するに、恵比須かき、夷下しなど同じものと思う。後には首から箱を懸け人形を舞したので、首かけ人形とも稱した。今に因幡地方の農村に稀に廻つて来る「懸けデコ」は此の面影を名に残し

○えびすと農村(田の神)

信洲松本市邊では正月十五日に粥杖を作つて、田の神(エビスだといふ)の神棚に供えたものを、苗代田の水口に立てる。(『郷土研究』三の四)

農村では大黒とならべて家の福を増す神として信仰される。ここに注意すべきは、エビスが片目とかつんぱとかとで、エビスゼンといえど常の式と置き方を全く変えたもののことになっている。(民間傳承「四の四」)

(参考資料) 「土の色」一三の二、「新島採訪録」、「民間傳承」四の八。

○えびすの實

安房勝山町は捕鯨場であるが、昔から鯨を捕った折の大祐を祀つた社がある。昔大祐が此地に来るや其従者に又功勞者には、其鯨の最上肉若干を賞與とした。これを一般の漁民は「えびすの實」と云つている。(勝山町役場回答)

○えびす趙

陸奥三戸郡湊村に太祐明神とて、工藤祐經の子大房丸大祐を祀つた社がある。昔大祐が此地に来るや其従者に又次郎、長才の兄弟があり、鮭漁を營み、主人を養つた。此兄弟は頗る漁の名人で、一日に兄又次郎は鮭千本、弟長才是八百本を捕つたことがあるとて、今も漁夫等が鮭を獲ると「えびす趙」で其頭を打ち殺すが、其折に「千

魚又次郎八百長才」と呪文を唱えるのを習とする。
〔日本風俗志〕卷上)

○えびす附

土佐安藝郡室戸岬では、鮫や鱈を「えびす」といってゐる(えびす鮫参照)。これは鰐船などが出漁せる時鮫や鱈の交つた鰐群は、非常によく釣れるが、これを鱈つきといわずに「えびす附」と云つてゐる。(寺石正路報告)

○夷太夫

駿洲安倍郡豊田村大字南安東の左宮司社の相殿に西宮神社が祀つてある。社傳に延寶年間に祀つたが、同五年に西は大井川限り、東は江尻清水港を限り、夷太夫札配りを府中の町奉行より許されしとて、毎年配札する。(駿河志料)卷二二)

○えびす疊

肥前平戸町は九州でも著名の捕鯨港であるが、此地では鯨納屋に設けてある納屋主の坐席を、古くからえびす疊と稱している。(平戸町役場回答)

○えびす託宣

石見溫泉町のえびす神は、海上の危難を救うべしとの託宣で信徒甚だ多く、社に日驗の書と云うのがあつて、巫

女がこれを參詣の船人等に読み聞かせ、日の利一日も相違が無かつたといふ。(「本朝故事因縁集」卷五)

○夷扇子

伊勢度會郡八日市村に夷祠あり、方俗毎年十二月廿八日に、此社地で、檜木を骨に削り紙を張つて末廣扇の形を模したものをつくる。やがて正月獅子頭神事に初穂物とする。此扇に紙一折を添えて供える。所謂一束一本という意で「夷扇子」と稱する。「勢陽五鉢遺響」

○えびすの赭顔

えびす神像を赤く塗ることや、神像の顔が自然に赤くなるのは、變災の来る前兆だということや、これに伴う諸種の傳説が各地にある。按に、このことは漁夫がえびすを漁業神として信仰するより、出漁して最初に獲た魚を初穂として神に供える折に、魚血を神像に塗りつけた行事に出發するものである。

(参考資料)

「本朝故事因縁集」卷一、「阿州奇事雜話」、「大阪朝日新聞」大正十二年六月二十四日號、「土佐名勝志」。

○福盗み

十二月十七、十八日淺草櫻市として人々正月の用意物を

えびす様の書誌

商う。其中に恵比須大黒を彫刻していくらともなく店に出して商う。しかるに此恵比須大黒を盜み取れば富貴になるといい傳えて、皆々心掛けて盜むこととする。「鵬西閑話」

○忌詞の恵比須

佐渡の海府で鯨或は海豚をいう。岩手縣上閉伊郡遠野で猿の忌詞。

○エビスアバ

愛媛縣や高知縣の室戸岬、隱岐などで聞かれる語。愛媛縣日振島の觸船曳網でいうエビスアバは冠形で、網の中央即ちミトの浮子となつており、これをオオダマともいっている。その新調や漁期始にあたつては、和靈神社に擔ぎこんで祈禱してもらい、氏神祭禮には御旅所にも持ちこんで神輿と共に一日は安置するとか、正月十一日の帳祝には網主の家の床の間におき、繩を新にするという習もある。(伊豫日振島舊漁業聞書)

(参考資料)

「隱岐島前漁村採訪記」。

三重縣志摩郡安乘村で正月四日、五日の禱屋の祭典でのスコの行事で用いられる魚をいう。胸背の鰓の棘状をし、

全身堅い鱗を持つ。これを蔭干にして固めて用いる。

〔旅と傳説〕一二の一(一)

○えびす貝

一名へーろー貝。鮑の貝殻に目が一つしかあいてないもの。福岡縣宗像郡鐘崎や、佐賀縣東松浦郡名護屋の海土は、この貝を探ると幸があるといつて、エガイと同様にこれを荒神様に上げる。

○えびす蟹

岡山縣の海岸の三幡などで蟹の一種に、人の顔のような形が見えるもので、平家蟹とは別だというが〔中國民族研究〕一の一(一)、なおその同類かと思われる。日本の漁民に海の亡靈を恐れる信仰が強かつたために、このよくな命名がなされ、かつ残つたのである。

○えびすがね

魚が移動したり、漁法が變つたりして漁場の變化が著しくなつたので、他村の網代に入り込むことが多い。その時にはエビスガネを出して許してもらう。それには現金の場合と、漁獲物と二通りある。廣島縣幸崎町能地の慣

行「沿海手帖」。

○えびす祝

島根縣八丈郡の海邊の村々で、初魚の魚を焼いて神に供えること。クロヤキともいう。祭の後で魚は網子一同で食べ、その骨は網場で供養をして海に流す。食べる際に大骨を折らぬようにするとか、鰓を折らぬように包んで焼くという村もある。〔旅と傳説〕八の一(一)

○えびすさまの顔かくし

長野縣東筑摩郡で、正月十四日の夜、エビス棚にエビス様の繪を貼り、その上に紙で福槌、巾着を切つて貼るもの。〔郷土〕一の二(一)

○えびすさまの金袋

岐阜縣大野郡丹生川村瓜田あたりで、タソという山藪のよくなもののこと。春山で見つけると取つてきて枯柴に下つたままのエビス、大黒に供える。こうすると金がたまると傳えた。〔飛驒採訪日誌〕

○えびすさまのとしどり

長野縣諏訪郡で、正月三日を恵比須様の年取といふ。小豆飯に尾頭つきを供える。おさがりは主婦の他は食べるものではない。

○えびすざら

藁で編んだ小さな神饌具で、新潟縣北蒲原郡では、十二月九日の大黒様の嫁取などに用いる。〔郷土研究〕一の二(一)

○えびす膳

神奈川縣津久井郡では左膳につける風がある。この供物は出世前の若い者には食べさせぬ習わしである。「内郷村話」。それが或は夷膳を忌む理由か。ただし他の地方で夷膳というのは、膳の脚を横（木目を豊）にすることである。

○えびすどき

長崎縣五島の奈良尾で、午後三時頃をいう。この時刻に女が入つてくることを料理屋などでは嫌い、まんが悪いという。少し早過ぎるがやはり日の暮れの忌であろう。

○えびすとり

伊豆の新島では、網頭と濱役とは漁に出ても出なくともシロを貰える。これをエビストリという。神社の初穂の二分の二を納めた「新島探訪録」というから、このエビスが神供の意味でないことはわかる。

○えびす苗

えびす様の書誌

秋田縣のマタギ詞。熊の多く遊んでいる場所のこと。

「秋田郡邑魚譚」

○えびす柱

大黒柱と二つ並んで柱の名として諸所にこの名を聞くが、その所在はまちまちである。山口縣の相島などは土間に在るのをウスバシラ、えびす柱はその反対の例で、四間造りの家ならその真中にある。長崎縣東彼杵郡の山村でも、三つの柱が並んで、庭竈に近いのをコウジンバシラといい、えびす柱は大黒のすぐ隣に接している。

(参考資料) 「民俗建築」三。

も、三つの柱が並んで、庭竈に近いのをコウジンバシラといい、えびす柱は大黒のすぐ隣に接している。

福岡縣大島では、座頭に伺いをたててしばしば船の舳で造りの家ならその真中にある。長崎縣東彼杵郡の山村でも、三つの柱が並んで、庭竈に近いのをコウジンバシラといい、えびす柱は大黒のすぐ隣に接している。

も、三つの柱が並んで、庭竈に近いのをコウジンバシラといい、えびす柱は大黒のすぐ隣に接している。

福岡縣大島では、座頭に伺いをたててしばしば船の舳で

沿いから、福岡縣や鹿兒島縣あたりにかけて、點々と工ビスマツリと呼ぶ土地がある。愛媛縣戸島では、これをシアワセナオシともいつているのは、マンナオシと同じということが分る。

福岡縣大島では、座頭に伺いをたててしばしば船の舳で松葉を焚くという。

○えびす宿

島根縣八束郡惠曇村片句浦で行われる若者宿の一つ。十三才から十七、八才までの仲間の宿で、トンドの行事のためのもの。トンドに船に乗せて擔ぎ歩くえびすを納めてある宿で、十九才からは宮宿の方に入る。この方は歳徳神の小さなお宮を納める宿で、いずれも泊り宿とは異なる。「片句浦聞書」

れを又ホトケビレともいう。「土佐四十川の漁業と川舟」

○えびすまつ

新潟縣新發田地方で正月年棚に供える松。「越後風俗答書」

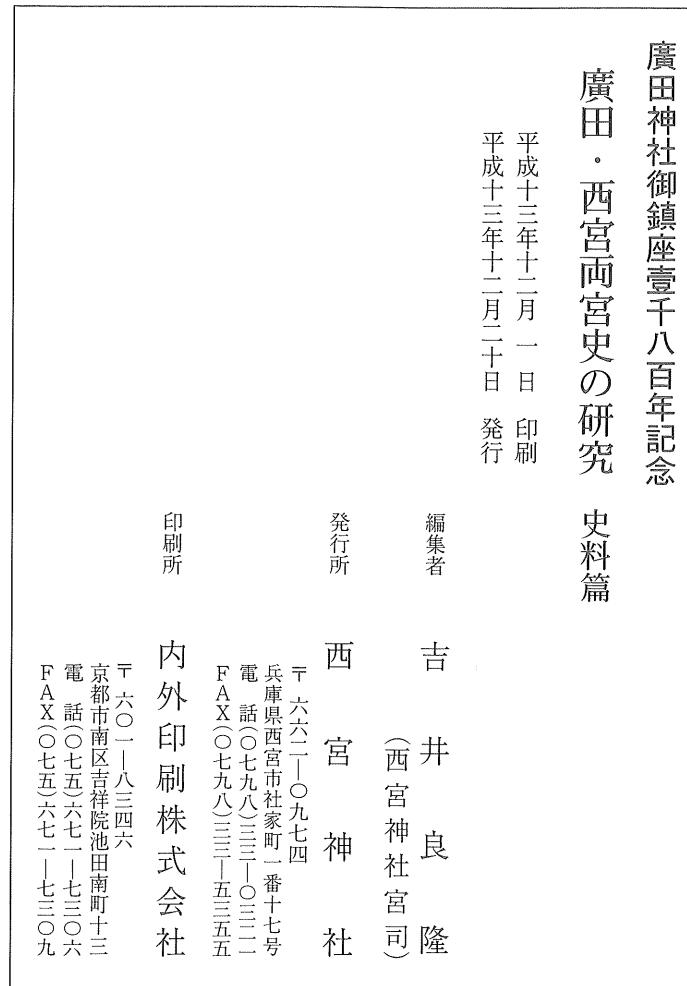
○えびすまつり

不漁の時に、まん直しのために催す酒盛りを、山陰の海

十月は神無月で全國の神様は出雲へ出かけるが、えびす様だけは忙しくて参加されないという。そこで本を製本したとき裁断洩れで紙の一部分がはみ出ているところがある。これを紙のたち残りといい、紙を神にかけて「えびす紙」という。英語では「ドックハイア」(犬の耳)という。

西宮神社金石表

件名索引〔廣田社篇〕



- (あ) 行 (真)
- 相嘗.....7
 - 院宣.....131
 - 院宣案.....127, 128
 - 請文.....117, 129
 - 歌合.....54, 72, 106
 - 歌会.....236
 - 叡尊社参.....108
 - 役料.....90
 - 縁起.....135, 136
 - 炎上.....113, 116, 192
 - 汚穢.....44
 - 大風.....90
 - 皇子降誕.....78
 - 越訴.....137
 - 御時殿.....157
 - 男山の廣田社.....248
 - 御前.....47
 - 御寺務御拳状案.....128
- (さ) 行
- 災害.....77, 78
 - 祭神.....107, 109, 124, 138, 190, 200, 204, 205, 206, 213, 214, 218, 225, 226, 227, 237
 - 祭禮.....191
 - 三十番神.....189, 204
 - 祠官言上状.....132
 - 社参.....77, 78, 81, 91, 95, 100, 113, 126, 141, 142, 145, 149, 152, 175, 181, 239, 240, 245
 - 社參服飾.....170
 - 社地.....239
- (か) 行
- 火災.....180
 - 神崇.....158
 - 神崎商人.....129
 - 官宣旨案.....34, 57, 71, 96, 119
 - 神戸造.....91
 - 祈雨.....7, 8, 11, 15, 17, 190
 - 紀行.....139, 217
 - 寄進(寄附).....168, 197, 199
 - 祈請(文).....124, 139, 255, 261
 - 吉書.....95